

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊川内駐屯地
第364会計隊川内派遣隊長 福留 謙

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 等：使用済車両売払い（被けん引車等）
- (2) 規格・数量：別紙内訳書のとおり
- (3) 引渡し場所：陸上自衛隊川内駐屯地
- (4) 引取（引渡し）期限：代金納付日から5日以内（令和8年9月30日までに搬出）
- (5) 代金納付期限：令和8年9月30日（水）
- (6) 履行期限：引渡しを受けた日から3か月以内

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること
- (3) 令和7・8・9年度の全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」C等級以上の格付を保有し、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者。なお自動車リサイクル法に基づく引取り業者であり、各都道府県等登録業者であること。また契約予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の再委託については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）（以下「自動車リサイクル法」という。）第42号第1項に規定する「引取業者の資格」、同法第53条第1項に規定する「フロン類回収業者の資格」、同法第60条第1項に規定する「解体業者の資格」及び同法第67条第1項に規定する「破碎業者の資格」の4資格を有し、かつ自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体（以下「受託共同事業体」という。）に所属する自動車リサイクル法第31条第1項に規定する解体業者又は破碎業者（以下「全部再資源化事業者」という。）であつて、自らが受託共同事業体であり、受託共同事業体を構成する事業者の一覧を示した書類を提出し、契約担当官等の承認を受けた者。また、自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化により入札の公告日から過去3年間に100台以上の自動車を処分した実績があり、公告日から最近100台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し、官側の確認を受けた者。なお、一連の書類の提出期限は令和8年7月1日（水）12時00分までとする。あわせて資格審査結果通知書（写し）についても提出すること。
- (8) 官側は、受託共同事業体を構成する事業者の中に、過去の自衛隊専用自動車等の解体・破碎及び売払い等に係る契約において、解体証明書、破碎証明書、その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者（以下「未提出者」という。）がないかを確認した上で承認する。
- (9) 官側は、受託共同事業体を構成する事業者^に未提出者がいる場合は入札参加を承認しない。ただし、入札参加者が期限までに受託共同事業体を構成する事業者の一覧を再提出し、その中に未提出がないことを確認した場合は、契約担当官等は入札参加を承認する。

- (10) 当該自動車の輸送を除き、再委託は一切認めない。自動車の輸送を再委託する場合は、入札時までに入札及び契約心得に従い、入札及び契約心得（駐屯地用）別紙様式第16-1「再委託承認申請（届出）書」（以下「再委託承認申請書」という。）を提出し、契約担当官等の承認を受けるものとする。なお、再委託に関する書類の提出期限は、(7)の書類と同じく令和8年7月1日（水）12時00分までとする。再委託承認申請書には中小受託事業者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、官側には再委託承認申請の承認にあたって、再委託承認申請書に記載された中小受託事業者に電話等により再委託の事実を確認し、確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない。再委託に対する電話等による確認は、令和8年7月3日（金）17時00分までに実施する。

3 契約条項等を示す場所

契約条項並びに「入札及び契約心得」掲示場所

陸上自衛隊川内駐屯地及び西部方面隊ホームページ

（ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>）

4 入札説明会：実施しない。

ただし、事前に現場確認を必ず実施するものとし、15の担当者に連絡し、日程を調整すること。

なお、未確認にて入札書提出の場合は、入札を無効として取り扱う。

また、現場確認等における移動費用等（旅費等）に関しては全て業者側の負担によるものとする。

5 競争入札の場所及び日時

(1) 場 所：陸上自衛隊川内駐屯地 第364会計隊川内派遣隊 入札室

(2) 日 時：令和8年7月14日（木）14時00分

6 落札決定方法

総額が、当隊所定の予定価格を超えた最高額入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が2人以上の場合はくじ引きにより落札者を決定する。

7 保証金に関する事項

(1) 入札保証金：免除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する

(2) 契約保証金：免除

ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、落札金額の100分の10以上を違約金として徴収する

8 入札の無効

(1) 入札参加資格のない者が行った入札

(2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの

(3) 電話・電報・FAXによる入札

(4) その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合

(6) 再委託者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する

9 契約書等の作成

(1) 特に示された場合を除き落札決定後、遅滞なく契約書を作成する

(2) 適用する契約条項

「不用物品売払契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「売払い物品の解体に関する特約条項」

（第1条の表中、「番号」を「車台番号」に、第3条を「第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体及び破碎の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。」として使用する。）

10 損害賠償請求等

- (1) 自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。
また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するものとする。
- (2) 解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するものとする
- (3) 契約違反が認められた場合は、指名停止措置の上申をとり、厳正に対処する。

11 入札書に関する事項

- (1) 入札等参加者心得を確認した上で「(当社、私、当団体)は入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。記載がない場合は、競争参加者等として認めない
- (2) 入札書は消費税抜きの金額を記入すること

12 事前提出書類

- (1) 提出期限
令和8年7月1日(水) 12時00分
- (2) 提出書類
ア 第2項(7)及び(10)で示す書類。(輸送の再委託を実施しない場合、(10)については不要)
イ その他、官側が必要に応じて提出を依頼する書類。

13 その他

- (1) 入札を代表者以外の方に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (2) 郵便により入札に参加する場合は、送付用封筒に必ず「(入札日時及び入札件名 入札書在中)」の記載をし令和8年7月9日(木) 17時00分までに必着するように「書留」で郵送すること。
- (3) 市場調査価格(下見積書)を令和8年7月10日(火) 17時00分までに提出すること。
- (4) 入札日当日(郵便入札があった場合)に不調となり再度入札を行う場合は、別示とする。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札者にその旨を通知する。
- (5) 当該売却車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要である。
- (6) 所有権移転の時期は仕様書4.1に示す提出書類の提出が完了した時期とする。
- (7) 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- (8) 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」ものとして落札者とし、ない可能性があります。

14 入札及び契約に関する問い合わせ先

〒895-0053

鹿児島県薩摩川内市冷水町539-2

陸上自衛隊川内駐屯地 第364会計隊川内派遣隊 契約班 担当：中津

TEL 0996-20-3900(内線371) FAX 0996-20-3900(内線374)

15 仕様書及び現物(現場)確認に関する問い合わせ先

陸上自衛隊川内駐屯地業務隊補給科補給班 担当：高橋

TEL 0996-20-3900(内線331)

材質内訳表

	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考
1	鋳物		kg	791.60	
2	鉄くず	特級	kg	17,518.00	
3	鉄くず	1 級	kg	977.00	
4	鉄くず	2 級	kg	2,250.70	
5	鉄くず	級外	kg	11.00	
6	銅	並	kg	34.50	
7	銅	下	kg	17.10	
8	黄銅	雑	kg	10.00	
9	青銅	並	kg	1.00	
10	アルミ		kg	25.50	
11	ステンレス		kg	265.60	
12	ゴム		kg	1,361.60	
13	未価値品		kg	106.70	
14	無価値品		kg	2,168.00	
		以 下 余 白			
	合 計			25,538.30	

使用済自動車内訳

[illegible]

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	
	作 成 部 課	川内駐屯地業務隊補給科
	作 成 年 月 日	令和 8 年 6 月 2 日
品 名	使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払い	
仕様書番号	GV-Z001016	

指定事項

1 売払い

1.1 売払い車両

番号	品 名	型 式	単位	数量	備 考
1	野外炊具 1 号（改）	DHPFX115-0042	台	1	
2	ポールタイプトレーラ	SKW463	台	1	
3	大型セミトレーラ	TL308-017	台	1	
4	中型セミトレーラ	TD2013-0269	台	1	
5	中型セミトレーラ 2 型 B タイプ	TD40J4G22B-G087	台	1	

2 提出書類

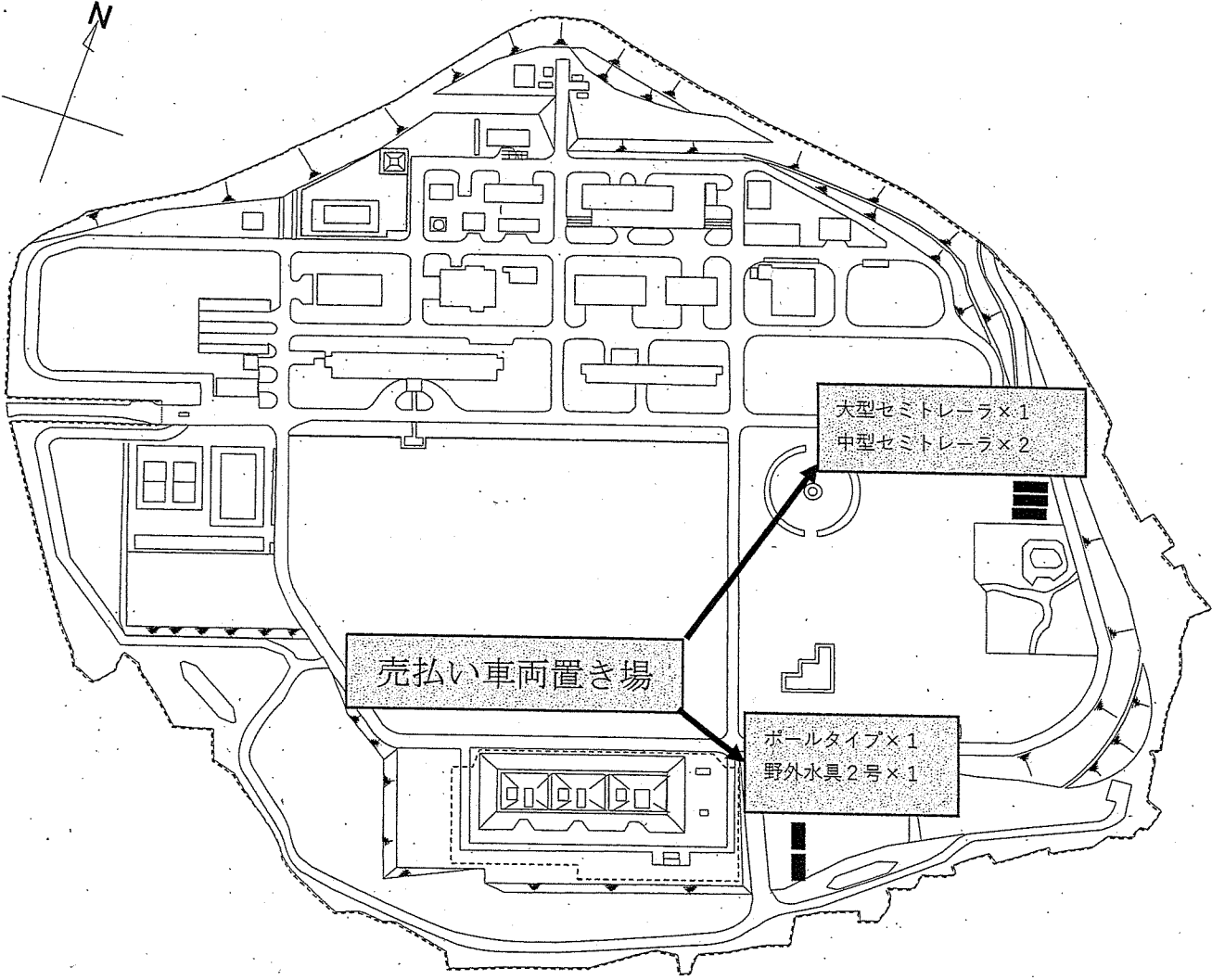
2.1 表 1—提出書類に示す書類及び使用済自動車取引証明書を提出する。

2.2 提出場所は川内駐屯地業務隊補給科とする。

3 器材の引渡し

3.1 別紙（売払い車両置き場）による。

売払い車両置き場



調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
使用済自動車（被けん引車，二輪， 大型特殊等）の売払い	G V - Z 0 0 1 0 1 6	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 8 年 3 月 5 日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において実施する使用済自動車（被けん引車，二輪，大型特殊等）の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，自動車リサイクル法という。）第 7 3 条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.3

引取り

自動車リサイクル法に規定される使用済自動車の引取りを行う工程をいう。

1.2.4

解体・粉砕

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

売払い車両

契約の相手方に対し、解体・破砕を前提に引き渡した車両をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 7 号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成 1 4 年政令第 3 8 9 号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27. 3. 5）別冊第1〕

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44. 10. 1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に示す4つの業種の資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3つの業種を他の業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに“下請負承認申請書”を提出し、承認を受ける。
- b) 契約の相手方は、過去の売払い車両の解体・破砕及び売払いにおける解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の状態であってはならない。
- c) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に基づき、売払い車両の引取り、引渡し及び解体・破砕を実施するほか、必要な機材、作業車などは、契約の相手方が用意する。
- d) 売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、官側から売払い車両の引渡しの段階で、受領書を官側に提出する。
なお、売払い車両の所有権は、4.1の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。
- b) 契約の相手方は、2.1 a)によって、他の業者に下請けさせる場合は、官側から引渡された売払い車両を解体・破砕のために他の業者に引渡してもよい。
- c) 契約の相手方は、売払い車両の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い車両に添付された自動車リサイクル券について、自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い車両について、外観から自衛隊車両と判別が可能な車両のキャビン、ボデーなどの各種外装部品及びフレームは、微細化、圧壊又は溶解して金属材料とする以外は、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は、契約担当官は、契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 車両の解体・処分要領

車両の解体及び処分要領は、次による。

- a) 契約の相手方は、2.4で転売禁止とするもの以外の車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法令等に規定する基準に従い解体・破砕を実施する。
- b) 契約の相手方は、下請けさせた他の業者（以下、“下請負者”という。）及び解体自動車（廃車ガラ）の売却先を報告する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	摘要
1	下請負承認申請書 ^{b)}	各 1	a)	入札開始前までに	都道府県知事の許可証 ^{c)} を添付
2	細部実施要領書			契約締結後速やかに	図1による。
3	受領書			売払い車両の引渡し時	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の図8による。
4	解体証明書 ^{d)}			作業完了後 1 5 日以	図2による。
5	破砕証明書 ^{d)}			内	図3による。
注 ^{a)} 調達要領指定書によって指定する。					
注 ^{b)} 契約の相手方がフロン回収及び解体・破砕の全てを行う場合は、除く。					
注 ^{c)} 契約の相手方は、下請負者が解体・破砕を行う場合は、当該引渡しの証明が可能な証書を添付する。					
注 ^{d)} 売払い車両ごとの解体・破砕の時期、場所及び監督・検査の時期を明記する。					

4.2 官側の支援

契約の相手方は、売払い車両の処理の作業において、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は、安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について、申請手続きのための提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1の8.3による。

細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
〇〇 〇〇 殿

住 所
会社名
代表者名

件名：使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払い
搬出場所：〇〇駐屯地

- 1 解体作業場所
- 2 引取り日（搬出日）
- 3 解体作業内容
- 4 破碎作業内容

図1－細部実施要領書の様式

年 月 日

解 体 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 解体実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が解体を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図2－解体証明書の様式

年 月 日

破 碎 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について，次のとおり破碎処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 破碎実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 破碎実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 破碎実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が破碎を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図3－破碎証明書の様式

市場価格調査回答書

令和 年 月 日

件名：使用済車両売払い（被けん引車等） 住 所
会社名
代表者
担当者
連絡先

1 鉄屑等価値

番号	品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
1	鑄 物		kg	791.60		
2	鉄 く ず	特級	kg	17,518.00		
3	鉄 く ず	1 級	kg	977.00		
4	鉄 く ず	2 級	kg	2,250.70		
5	鉄 く ず	級外	kg	11.00		
6	銅	並	kg	34.50		
7	銅	下	kg	17.10		
8	黄 銅	雑	kg	10.00		
9	青 銅	並	kg	1.00		
10	ア ル ミ		kg	25.50		
11	ス テ ン レ ス		kg	265.60		
12	ゴ ム		kg	1,361.60		
13	未 価 値 品		kg	106.70		
14	無 価 値 品		kg	2,168.00		
①	総重量・価格（1～14）		kg	25,538.30		【小計】

2 各種諸経費等費用

A	解	体	費		式			△
B	輸	送	費		式			△
C	荷	役	費	積込・荷卸作業	式			△
D	無	価	値	品	処	理	費	△
E	諸	経	費		式			△
②	諸経費合計（A～E）							【小計】△
差 引 額（①－②）（小数点以下切捨）								【合計】

A 解体費内訳

番号	項目	単位	金額
1	解体費（切断・溶断）	1 式	
2	解体作業労務費	名 時間	

B 輸送費内訳

川内駐屯地 ～業者搬入場所	車両	t 車	輸送距離	k m	総重量（k g）
	延べ台数	台	単価（1 台当り）	円	25,538.30

C 荷役費内訳

川内駐屯地 ～業者搬入場所	積込作業	名	時間	荷卸作業	名	時間
------------------	------	---	----	------	---	----

入札書

令和8年7月14日

分任契約担当官
陸上自衛隊川内駐屯地
第364会計隊川内派遣隊長 福留 謙 殿

金 ¥

住所
社名
代表
氏名

上記のとおり入札致します

内 訳

品 目	規 格	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
使用済車両売却い(被けん引車等)	内訳書のとおり					
	以下余白					
小計						
搬出場所	陸上自衛隊川内駐屯地					
代金納付期限	8.9.30					
引取期限	8.9.30(ただし代金納付日から5日以内)					

※当社は、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

内 訳 書

番号	品 名	規 格	単位	数量	単価	金額
1	鋳物		kg	791.60		
2	鉄くず	特級	kg	17,518.00		
3	鉄くず	1 級	kg	977.00		
4	鉄くず	2 級	kg	2,250.70		
5	鉄くず	級外	kg	11.00		
6	銅	並	kg	34.50		
7	銅	下	kg	17.10		
8	黄銅	雑	kg	10.00		
9	青銅	並	kg	1.00		
10	アルミ		kg	25.50		
11	ステンレス		kg	265.60		
12	ゴム		kg	1,361.60		
13	未価値品		kg	106.70		
14	無価値品		kg	2,168.00		
		以 下 余 白				
	小 計					